

令和3年大船渡市議会第2回臨時会

議案第6号～第9号参考資料

大 船 渡 市

1 架空発注等の調査に至ったきっかけ

市では、平成31年1月17日に発生した市元職員の逮捕事件を受け、市議会からの申入れ等を踏まえつつ、市独自に策定した業務改善策を講じながら、全庁を挙げて再発防止に取り組み、市政に対する市民の信頼回復に全力で取り組んできた。

このような中、令和元年12月24日、大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会から提出された報告書において、架空発注の疑いがあることから、損害賠償責任追及の可否について言及された。

また、令和2年1月27日の市議会全員協議会においても、架空発注の疑念に対する事実の究明と、その後の告訴や損害賠償請求など、市に対して徹底した対応を求める意見を受けた。

以上を踏まえ、市では、簡易水道事業所創設から市元職員が逮捕されるまでの期間における全委託業務について、架空発注等の有無について調査を始めたものである。

2 調査等の経緯

令和元年12月24日 大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会からの報告書において、架空発注の疑いがあることから、損害賠償責任（民法第415条、第709条）追及の可否について言及

令和2年1月16日 顧問弁護士へ損害賠償責任の追及の可否について相談

1月27日 市議会全員協議会において、架空発注の疑念に対する事実の究明と、その後の告訴や損害賠償請求など、徹底した対応を求める意見を受ける

2月12日 顧問弁護士へ損害賠償額の算定方法等について相談
(庁内資料を基に委託業務履行調査を開始)

委託業務履行調査の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 対象業者 | 株式会社佐々忠、大槻明、中島直喜、A社の4者
※対象期間中における全ての受託業者 |
| (2) 対象期間 | 平成22～30年度
※簡易水道事業所創設から逮捕に至る期間 |
| (3) 対象業務 | 612業務 |
| (4) 調査方法 | ①完成写真の確認
②監視員作業日報との突合
③配水量データとの突合
④標準的な修繕工事費との比較 |
| (5) 調査結果 | 4者全てにおいて架空及び水増しの疑いを確認 |
| (6) その他 | A社は、代表者が死亡し、廃業により請求先不存在につき調査終了 |

- 5月26日 顧問弁護士へ調査結果を踏まえた今後の進め方について相談
- 7月8日 株式会社佐々忠、大槻明、中島直喜の3者に対し、委託業務に係る履行確認調査を実施
 ※市役所応接室にて、それぞれの業者に対し個別に照会文書を手交の上、調査の趣旨等について口頭で伝達
 (提出期限8月12日)
- 8月12日 株式会社佐々忠、大槻明、中島直喜、それぞれからの回答が出そう
 株式会社佐々忠 書類を廃棄し、記憶も定かでない旨を報告
 大槻 明 確認書類を一部のみ提出
 中島直喜 市元職員主導による不正発注(架空請求)と、そこで得た金額の一部を元職員へ手渡しした事実、残金を手付かずで保管していた旨等の、経緯報告書を提出
 (その際にヒアリングを実施)
 (それぞれ報告内容等を基に委託業務履行確認の再調査を実施)
- 8月24日 顧問弁護士へ3者からの報告内容を踏まえた今後の進め方について相談
- 11月16日 顧問弁護士へ損害賠償の総額確定等について相談
- 12月2日 委託業務履行確認の再調査結果がまとまる
 (1) 対象業者 株式会社佐々忠、大槻明、中島直喜
 (2) 対象期間 平成22~30年度
 (3) 対象業務 561業務
 ※上記対象3者の対象期間における受託業務のうち架空及び水増しの疑いのある業務
 (4) 調査方法 ①完成写真の確認
 ②監視員作業日報との突合
 ③配水量データとの突合
 ④8月に提出された作業報告書及び追加写真
 ⑤現地調査
 ⑥気象データとの突合
 ⑦水道事業所の積算方法などを基準に再積算
 (5) 調査結果 3者全てにおいて架空及び水増しの業務を特定するとともに被害額を確定
 疑義件数 557業務
 総額で約1億4,200万円の被害見込み
 (引き続き、内容精査を実施)
- 令和3年1月6日 顧問弁護士へ再調査結果を踏まえた今後の進め方について相談
- 1月14日 中島直喜が保管していた不正に交付された委託料を返還請求

※12,742,360円を納付（歳計外現金にて保管）

- 3月17日 顧問弁護士へ被害額の請求方法等について相談
- 4月13日 顧問弁護士と本郷浄水場を視察
- 5月25日 顧問弁護士へ業者ごとの対応方針等について相談
- 6月10日 顧問弁護士を通して大槻明に対し、架空請求及び水増し請求に伴う被害想定額49,689,660円の返還請求を発送
(請求書受領後1か月を期限/請求書到達日：6月11日)
- | | | |
|-------|-------------|--------|
| 架空請求 | 37,414,080円 | (118件) |
| 水増し請求 | 12,275,580円 | (67件) |
- 7月1日 顧問弁護士を通して株式会社佐々忠に対し、架空請求及び水増し請求に伴う被害想定額48,873,613円の返還請求を発送
(請求書受領後1か月を期限/請求書到達日：7月2日)
- | | | |
|-------|-------------|--------|
| 架空請求 | 21,752,070円 | (157件) |
| 水増し請求 | 27,121,543円 | (65件) |
- 7月1日 大槻明の代理人弁護士から顧問弁護士宛てに文書が到達
- 7月5日 株式会社佐々忠の代理人弁護士から顧問弁護士宛てに文書が到達
- 7月5日 顧問弁護士へ株式会社佐々忠及び大槻明からの反応への対応について相談
- 7月12日 顧問弁護士から株式会社佐々忠の代理人弁護士に対し文書を送付
- 7月12日 顧問弁護士を通して中島直喜に対し、架空請求及び水増し請求に伴う被害想定額から、市への返還額及び元職員に直接手渡した金額を控除した5,871,730円の返還請求を発送
(請求書受領後1か月を期限/請求書到達日：7月13日)
- | | | |
|------------|--------------|--------|
| 架空請求 | 38,471,190円 | (121件) |
| 水増し請求 | 4,578,900円 | (29件) |
| 返還額 | △12,742,360円 | |
| 元職員へ手渡した金額 | △24,436,000円 | |
- 7月12日 大槻明の返還金納入期限が到来（交渉継続）
- 7月14日 株式会社佐々忠の代理人弁護士から顧問弁護士宛てに文書が到達
- 7月19日 中島直喜が返還請求額（5,871,730円）を納付
※合計18,614,090円を歳計外現金にて保管

- 7月26日 顧問弁護士から大槻明の代理人弁護士に対し資料開示
- 7月29日 大槻明の代理人弁護士から顧問弁護士宛てに文書が到達（交渉打切り）
※市が主張している架空請求や水増し請求といった不法行為を否定しており、今後交渉を継続したとしても、市の主張の大本である不法行為を認める可能性が著しく低い
- 8月2日 株式会社佐々忠の返還金納入期限が到来（交渉打切り）
※一貫して不法行為を否認しているものの、資料が不存在であることを理由に主張する根拠の提示がなされず、前向きな議論がなされる見込みがない
- 8月3日 顧問弁護士へ今後の対応方針について相談

1 事件の概要

被告株式会社佐々忠が平成22年度から平成30年度にかけて受注した、浄水場ろ過池の砂上げ、洗砂業務などの委託業務において、実際に業務を実施していないのに委託料を請求した架空請求や、実施した業務においても通常の倍以上の人工や単価、現地で使用できない重機などを計上して委託料を請求した水増し請求が認められた。

このため、市は、株式会社佐々忠に対し、令和3年7月1日付けで市が被った損害の賠償請求又は正当な理由なく受領した委託料の返還請求を行い、文書到達後1か月以内に損害相当額を賠償又は返還するよう通知したが、株式会社佐々忠は、不法行為及び不当利得のいずれも否認し、支払に応じなかった。

本件は、もう一方の被告である亙理義政と株式会社佐々忠との共謀又は亙理が市職員の立場を利用して首謀し、株式会社佐々忠の加功又は関与によって成立し得るものであるから、両者に対し、共同不法行為による損害賠償請求又は不当利得返還請求の訴えを提起するものである。

2 損害賠償等の請求内容

区 分	件 数	請求額（損害額）
架空請求	157件	21,752,070円
水増し請求	65件	27,121,543円
合 計	222件	48,873,613円

議案第7号 参考資料

1 事件の概要

被告大槻明が平成23年度から平成30年度にかけて受注した、漏水修繕、浄水場施設修繕などの委託業務において、実際に業務を実施していないのに委託料を請求した架空請求や、実施した業務においても通常の倍以上の人工や単価、現地で使用できない重機などを計上して委託料を請求した水増し請求が認められた。

このため、市は、大槻に対し、令和3年6月10日付けで市が被った損害の賠償請求又は正当な理由なく受領した委託料の返還請求を行い、文書到達後1か月以内に損害相当額を賠償又は返還するよう通知したが、大槻は、不法行為及び不当利得のいずれも否認し、支払に応じなかった。

本件は、もう一方の被告である亘理義政と大槻との共謀又は亘理が市職員の立場を利用して首謀し、大槻の加功又は関与によって成立し得るものであることから、両者に対し、共同不法行為による損害賠償請求又は不当利得返還請求の訴えを提起するものである。

2 損害賠償等の請求内容

区 分	件 数	請求額（損害額）
架空請求	118件	37,414,080円
水増し請求	67件	12,275,580円
合 計	185件	49,689,660円

1 事件の概要

被告亘理義政の逮捕事件を受け、大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会からの報告書や市議会全員協議会において、架空発注の疑念に対する事実の究明等について言及があった。

このため、市は、内部調査を経て、訴外中島直喜に対し、令和2年7月8日付けで、中島が受注した業務の履行内容について照会したところ、被告による不正発注（架空請求）と、そこで得た金額の一部を中島から亘理へ手渡した事実について証言が得られた。

これを受け、再度調査を実施したところ、中島が平成23年度から平成30年度にかけて受注した、漏水修繕、浄水場施設修繕などの委託業務において、実際に業務を実施していないのに委託料を請求した架空請求や、実施した業務においても通常の倍以上の人工や単価、現地で使用できない重機などを計上して委託料を請求した水増し請求が認められた。

その後、中島から、市から支払われた委託料のうち被告に手渡したとされる分を控除した金額の全てが返却されるとともに、被告に手渡した金額を特定する証拠が提出された。

本件は、被告が市職員の立場を利用して首謀し、中島の関与によって成立し得るものであるが、中島が自らの得た金額の全てを返却していること、市が被告に対して行う法的手続に中島の協力が得られる見込みであることから、被告を亘理1人に限定し、不法行為による損害賠償請求又は不当利得返還請求の訴えを提起するものである。

2 損害賠償等の請求内容

区 分	件 数	請求額（損害額）
架空請求	121件	38,471,190円
水増し請求	29件	4,578,900円
小 計	150件	43,050,090円
中島から市への返還額		△18,614,090円
合 計		24,436,000円